

入札の注意事項

1 代表者等が入札される場合について

代表者等が入札当日に参加される場合は、以下のとおり本人確認を行います。

- ① 本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
- ② 持参していない場合、本人確認ができないため入札書の受領ができませんのでご注意ください。

2 代理人が入札される場合について

代表者ではなく、参加申込時に届出があった代理人が入札される場合は、代理人の本人確認を入札開始前に行います。

なお、参加申込時に届出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

- ① 代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
- ② 次の場合、代理人の権限確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。
 - ・代表者もしくは届出のあった者以外が入札権限を行使するとき（県が指定した様式の委任状が入札前までに提出されている場合を除く）
 - ・代理人が本人確認書類を持参していないとき

3 入札書について

- (1) 入札書は、「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意して下さい。うち、「物品入札書」には金額を記入して下さい（第1回入札用）。「物品入札書【再入札用】」は再入札を行う場合使用します。
- (2) 入札金額は、1箇月あたりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含めない額）を記入して下さい。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。